

静岡市令和4年台風第15号農地等災害復旧事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 静岡市は、令和4年台風第15号に伴う災害により被害を受けた農地等の早期の復旧を促進することにより、市内の農業の維持及び安定を図るため、農地等を復旧する事業を行う農業者等に対し、予算の範囲内において臨時に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡市補助金等交付規則（平成15年静岡市規則第44号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農地 市内に存する農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号。以下「暫定措置法」という。）第2条第1項に規定する農地（令和4年9月23日以前から耕作の目的に供され、今後もその見込みがあるものに限る。）をいう。
- (2) 農業用施設 農地の利用又は保全上必要な施設であつて次に掲げるものをいう。
 - ア かんがい排水施設
 - イ 農業用道路
 - ウ 農地又は農作物の災害を防止するため必要な施設
- (3) 農地等 農地及び農業用施設をいう。
- (4) 農業者 市内に農地を所有し、又は借り受けて農地を耕作する者及びそれらの者で構成される団体をいう。
- (5) 農業者等 農業者及び農業者が耕作する農地の所有者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、所得税法（昭和22年法律第27号）第120条第1項の規定による申告若しくは地方税法（昭和25年法律第226号）第317条の2第1項の規定による市町村民税の申告における令和3年又は直近の事業年度における農業に関する事業の売上げが50万円以上である農業者等で、市長が必要があると認める者とする。

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、令和4年台風第15号に伴う災害により被害を受けた農地等を原形に復旧すること（原形に復旧することが不可能な場合において、当該農地等の従前の効用を復旧するために必要な施設をすることを含む。）を目的とする事業で、次に掲げる全ての要件に該当するもの。

- (1) 次条の補助対象経費の合計が10万円を超えること。

(2) 暫定措置法第3条第1項第2号に規定する補助の交付が決定されていないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費のうち、工事請負費、材料費、労務費、重機等の賃借料その他の農地等の原形の復旧に要する経費（消費税及び地方消費税を除く。）であって、市長が必要であると認めるものとする。ただし、国又は地方公共団体からこの要綱に基づく補助金以外の補助金等の交付を受ける経費については、補助対象経費としない。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）の範囲内において市長が定める額とし、100万円を限度とする。

(補助回数)

第7条 一の補助対象者に対する補助金の交付は、1回限りとする。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付の申請をしようとする者は、令和4年台風第15号農地等災害復旧事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第2号）
- (2) 収支決算書（様式第3号）
- (3) 位置図（復旧箇所が分かるもの）
- (4) 確定申告書の写しその他の農業に関する売上が確認できる書類
- (5) 復旧の状況が分かる書類
- (6) 復旧に係る作業内容が分かる書類
- (7) 領収書の写し
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類

(交付の決定及び確定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、法令、予算等に照らしてその内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、補助金の交付を決定し、及び補助金の額を確定したときは、令和4年台風第15号農地等災害復旧事業補助金交付決定兼確定通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、申請者が規則第5条の2各号のいずれかに該当する場

合は、補助金の交付の決定及び確定をしない。

(交付の条件)

第10条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付を決定及び確定するときは、次に掲げる条件を付すものとする。

(1) 補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保管しなければならないこと。

(2) 前号に掲げるもののほか、規則、この要綱及び市長が必要があると認める事項を遵守すること。

(請求)

第11条 第9条第1項の規定による通知を受けた者は、速やかに請求書を市長に提出しなければならない。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年10月12日から施行し、同年9月24日から適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和5年3月31日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

令和4年台風第15号農地等災害復旧事業補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

（宛先）静岡市長

申請者	住所	法人にあつては、その主 たる事務所の所在地
	氏名	
	電話番号	

補助金の交付を受けたいので、令和4年台風第15号農地等災害復旧事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請し、及び実績について報告します。

1 交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 事業実績書（様式第2号）
- (2) 収支決算書（様式第3号）
- (3) 位置図（復旧箇所が分かるもの）
- (4) 確定申告書の写しその他の農業に関する売上が確認できる書類
- (5) 復旧の状況が分かる書類
- (6) 復旧に係る作業内容が分かる書類
- (7) 領収書の写し

様式第2号（第8条関係）

事業実績書

1 被災対象物	<input type="checkbox"/> 農地		
	(1) 作物		
	(2) 所在地		
	(3) 概算面積 (㎡)		
	(4) 耕作者		
	(5) 地権者		
	<input type="checkbox"/> 農業用施設		
	(1) 施設種別		
	(2) 数量		
	(3) 所有者		
2 被災内容	<input type="checkbox"/> 土砂流入 <input type="checkbox"/> 土砂流出 <input type="checkbox"/> 冠水・浸水 <input type="checkbox"/> その他 ()		
3 事業内容			
4 事業実施期間	事業着手日	年	月 日
	事業完了日	年	月 日
5 事業費 (補助対象経費)	円		
6 農業に関する 売上	現状	円	
	5年後 目標	円	

様式第3号（第8条関係）

収支決算書

1 収入の部

（単位：円）

区分	決算額	備考
市補助金		
事業主体負担金		
その他（ ）		
計		

2 支出の部

（単位：円）

区分	決算額	備考
事業費		
計		

様式第4号（第9条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 

令和4年台風第15号農地等災害復旧事業補助金交付決定兼確定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、静岡市令和4年台風第15号農地等災害復旧事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第9条第1項の規定により、次のとおり決定し、及び確定したので、通知します。

1 交付決定兼確定額 円

2 交付の時期

3 交付の条件

- （1）補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度の終了後5年間保管しなければならないこと。
- （2）静岡市補助金等交付規則（平成15年度静岡市規則第44号）、要綱及び市長が必要があると認める事項を遵守すること。